○厚生労働省令第十七号

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）の施行に伴い、並びに児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）及び児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、児童福祉法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年二月十日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

児童福祉法施行規則の一部を改正する省令

児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「―第三十九条」を「―第四十一条」に、「第三十九条の二」を「第四十二条」に、「第四十条」を「第四十三条」に改める。

第一条の二の三中「幼稚園」の下に「（以下「幼稚園」という。）」を加え、「就学前保育等推進法」を「認定こども園法」に、「第七条第一項」を「第二条第六項」に、「その他」を「（保育所又は幼稚園であるものを除く。第二十四条及び第三十六条の三十五を除き、以下同じ。）その他」に改める。

第一条の七第二号中「及び保育」の下に「（法第六条の三第七項に規定する保育をいう。以下同じ。）」を加える。

第一条の八中「保育所」の下に「、幼稚園、認定こども園」を加える。

第一条の三十二中「第六条の三第九項」を「第六条の三第九項第一号」に改め、「者は、」の下に「市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した」を加える。

第一条の三十二の次に次の三条を加える。

第一条の三十二の二　法第六条の三第十二項第一号ハに規定する厚生労働省令で定める組合は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一　全国健康保険協会

二　健康保険組合

三　健康保険組合連合会

四　国民健康保険組合

五　国民健康保険団体連合会

六　国家公務員共済組合

七　国家公務員共済組合連合会

八　地方公務員共済組合

九　全国市町村職員共済組合連合会

十　地方公務員共済組合連合会

十一　日本私立学校振興・共済事業団

十二　その他前各号に掲げる組合に相当するもの

法第六条の三第十二項第一号ハに規定する厚生労働省令で定める者は、前項各号に掲げる組合の構成員とする。

第一条の三十二の三　法第六条の三第十三項に規定する厚生労働省令で定める施設は、家庭的保育事業等（法第二十四条第二項に規定する家庭的保育事業等をいう。以下同じ。）の用に供する施設、児童の居宅その他保育を適切に行うことができる施設とする。

第一条の三十二の四　法第六条の三第十四項に規定する子育て援助活動支援事業は、同項各号に掲げる援助のいずれか又は全てを受けることを希望する者と同項に規定する援助希望者からなる会員組織を設立し、当該会員組織に係る業務の実施、援助を受けることを希望する者と援助希望者との連絡及び調整並びに援助希望者への講習の実施その他の必要な支援を行うことにより、地域における育児に係る相互援助活動の推進及び多様な需要への対応を行うもの（市町村又はその委託等を受けた者が行うものに限る。）とする。

第六条の七第二項中「同法」を「法」に、「第三十四条の十七第二項」を「第三十四条の十八の二第二項」に改める。

第六条の十一第一項中「翌年及び翌々年」を「当該科目に合格した日の属する年度の翌々年度まで」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、次の表の上欄に掲げる者に対しては、その申請により、それぞれ同表の下欄に掲げる期間に限り当該科目の受験を延長して免除することができる。

免除の期間を延長することができる者	延長することができる期間
当該科目に合格した日の属する年度の翌々年度までの間に、保育所、幼稚園、認定こども園その他の場所において、児童の保育又は法第三十九条の二第一項に規定する満三歳以上の幼児に対する教育に直接従事する職員として一年以上かつ千四百四十時間以上勤務した経験を有する者	一年間
当該科目に合格した日の属する年度から起算して三年度を経過した年度までの間に、保育所、幼稚園、認定こども園その他の場所において、児童の保育又は法第三十九条の二第一項に規定する満三歳以上の幼児に対する教育に直接従事する職員として二年以上かつ二千八百八十時間以上勤務した経験を有する者	二年間

第七条の九第三項中「第七号から第十一号まで」を「第六号から第十一号まで」に改める。

第七条の二十八第一項中「第十九条の六条第一項」を「第十九条の六第一項」に改める。

第十八条の三十二第一項第二号中「この条において」を削る。

第十九条を次のように改める。

第十九条　法第二十一条の九に規定する主務省令で定める事業は、次のとおりとする。

一　法第二十五条の二第一項に規定する要保護児童対策地域協議会その他の者による同条第二項に規定する要保護児童等に対する支援に資する事業

二　地域の児童の養育に関する各般の問題につき、保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業

第二十条中「第二十一条の十四第二項」の下に「、第三十四条の八の三第二項、第三十四条の十七第二項及び第五十六条の八第八項」を加える。

第二十四条を次のように改める。

第二十四条　市町村は、法第二十四条第三項の規定に基づき、保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第二十七条第一項の規定による確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等の利用について調整を行う場合（法第七十三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）には、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる児童が優先的に利用できるよう、調整するものとする。

第二十四条の二から第二十五条を削り、第二十五条の二を第二十五条とし、第二十五条の二の二を第二十五条の二とする。

第三十六条中「保育の実施等」を「助産の実施、母子保護の実施」に改める。

第三十六条の三十二の次に次の二条を加える。

第三十六条の三十二の二　法第三十四条の八第二項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　事業の種類及び内容

二　経営者の氏名及び住所（法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）

三　定款その他の基本約款

四　運営規程

五　職員の定数及び職務の内容